



基 発 第 0 1 1 3 0 0 3 号
平 成 1 6 年 1 月 1 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

エレベーター構造規格第43条に基づく適用除外について

標記について、千葉労働局長からの別紙甲の伺いに対し、別紙乙のとおり回答したので了知されたい。

千 労 発 基 第 618 号
平成 15 年 10 月 20 日

厚生労働省労働基準局長 殿

千 葉 労 働 局 長
(公 印 省 略)

エレベーター構造規格第 43 条に基づく適用除外について

管内の事業場から下記 1 の平形ロープを下記 2 のエレベーターの主索として使用することについて照会がありました。当該平形ロープについては、エレベーター構造規格第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号並びに第 5 号ロ及びハに合致しないが、この規定に適合するワイヤロープと同等以上の性能を有することから、エレベーター構造規格第 43 条に基づき同規格第 40 条第 1 項第 1 号から第 3 号並びに第 5 号ロ及びハの適用を除外してよろしいかお伺いします。

記

1 平形ロープの構造及び仕様

(1) 構造

平形ロープは、図 1 から図 3 のようにコード（鋼線）と被覆（ウレタンジャケット）からなる。

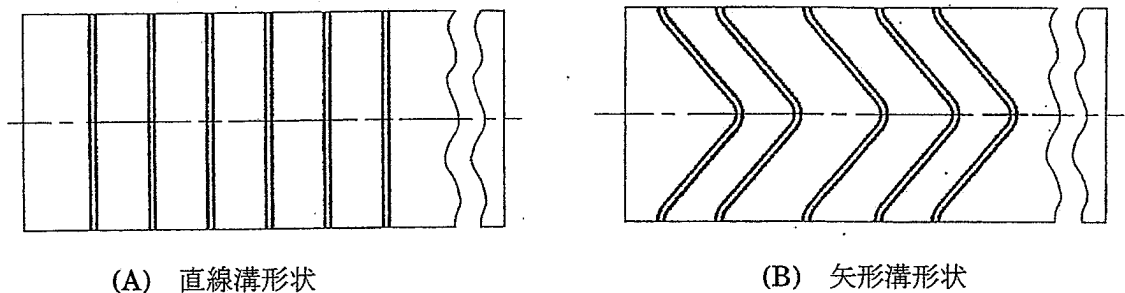


図 1 平形ロープの概略図（平面）

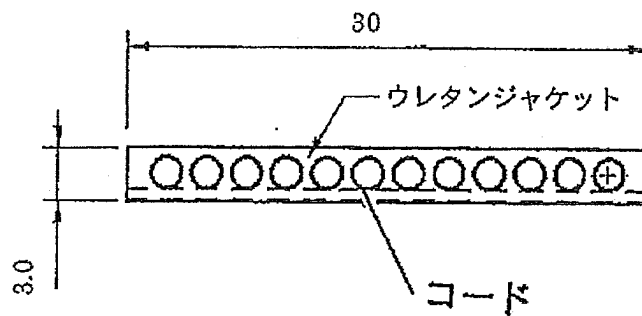


図2 平形ロープの概略図（断面）（寸法は mm）

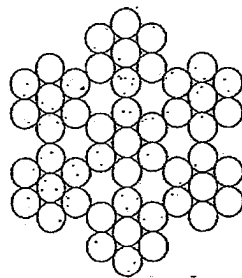


図3 コードの断面形状

- (2) 厚さ $3.0\text{mm} \pm 0.05\text{mm}$
- (3) 幅 $30 + 0.5 / - 0.2\text{mm}$
- (4) 構成 コード 12 本をウレタンコーティングしたもの
- (5) 保証破断荷重 32kN
- (6) 当該ロープを用いるエレベーターの国土交通大臣による認定番号
EPNN-0032 （平成15年9月17日付け国住指第1818号）
- (7) 被覆（ウレタンジャケット）の物性
 - 材料 熱可塑性ポリウレタン
 - 引張強度 61N/mm^2
 - 軟化点 176°C
 - 適用温度 $-20^\circ\text{C} \sim 60^\circ\text{C}$
 - 静摩擦係数 0.2
 - 動摩擦係数 0.25
- (8) 平形ロープの製造者
CONTITECH 社（独国）

(9) 平形ロープの疲労試験について

溝形状が直線のもの及び矢形のものに対して、図4に示すS字式曲げ試験装置で300万サイクルの疲労試験を行ったところ、保証破断荷重に対する残存強度80%以上が確保されていた。

なお、S字式曲げ試験装置の300万サイクルは遊星式U曲げ試験装置（建築基準法に基づく指定性能評価機関が用いる標準的な試験装置）の曲げ回数に換算すると709万曲げに相当する。

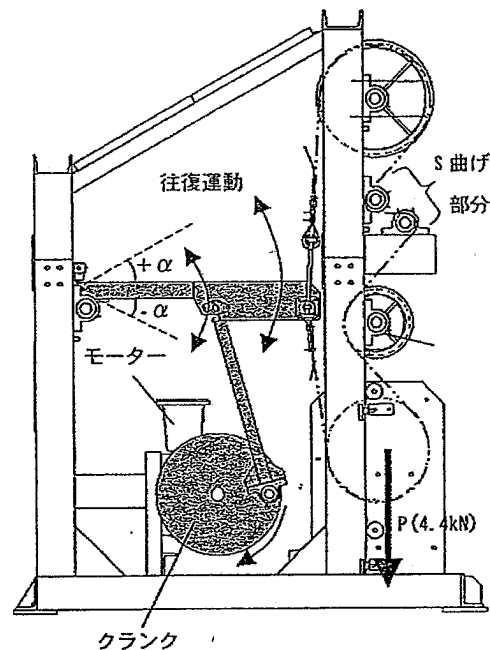


図4 S字式曲げ疲労試験装置の外観図

巻付角	135 度
シーブ	$D/d=60.6$

2 1の平形ロープを用いるエレベーターの仕様

(1) 駆動方式

トラクション式、リニアモータ式、油圧式

(2) 用途

乗用、寝台用、荷物用

(3) 定格速度

トラクション式	150m/分
リニアモータ式	105m/分
油圧式	60m/分

(4) 定格積載量

トラクション式	1000Kg 以下
リニアモータ式	750Kg 以下
油圧式	1000Kg 以下

- (5) ローピング
 - トラクション式 1:1 又は 2:1
 - リニアモータ式 1:1
 - 油圧式 1:2 又は 2:4
- (6) 揚程
100m 以下
- (7) 平形ロープが通るシーブのピッチ円の直径とコードの直径との比
60 以上

3 品質管理等にかかる事項

- (1) エレベーターの製造者は、ロープの製造者が行う検査の結果を確認するとともに、自らが製造ロットごとに行う次の検査で合格した同一製造ロットのロープを使用すること。
 - ① 目視による外観検査により、ジャケットの恒久的な変形又はコードや素線の突出がないこと。
 - ② 漏洩磁束探傷装置を用いた素線の断線検査により、残存強度が 80%以上であること。
- (2) エレベーター製造者は、ロープの購入に当たって、年に 1 回は万能試験機で破断試験を行い所定の強度を有していることを確認すること。
- (3) 経年劣化に対するロープの保守交換は、各々のエレベーターにおいて、ロープの全数を同時に、かつ、3 (1) の検査で合格した同一製造ロットのワイヤロープに交換すること。
- (4) エレベーターの製造者は、3 (3) に示すロープの保守交換に関する事項をエレベーターの設置者に説明するとともに、制御盤等に容易に滅失しない方法で掲示すること。

基発第 0113002 号

平成 16 年 1 月 13 日

千葉労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

エレベーター構造規格第 4 3 条に基づく適用除外について

平成 15 年 10 月 20 日付け千労発基第 618 号をもって申請があった標記については、貴見のとおり取り扱うこととするので通知する。